



中津市監査委員告示第 5 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年2月21日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和5年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] やまくにGENRYU会</p> <p>[補助金等名] 令和4年度中津市観光イベント支援補助金</p> <p>[所管部局・課] 山国支所地域振興課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 前回(令和元年度)の収支差額が、前年度繰越金として計上されていなかった。また、実行委員会の出店売上及び経費も計上されていなかった。補助対象外経費でも、夏祭りの事業での収支は収支決算書に計上したうえで、収支差額を翌年度繰越金として計上すべきである。 収支決算書を修正し、実績報告書を再提出されたい。</p> <p>② 団体はFacebookアカウントを持っているが、あまり活用されていないようである。 今後はFacebookだけでなく、他のSNSなども大いに活用し周知に努め、積極的な広報活動を行い誘客に努められたい。</p> <p>③ 前回(令和元年度)の開催時は企業協賛金が収入として計上されていたが、令和4年度からは協賛金の収入がない。 今後はまた協賛金の徴収等を検討し、自助努力の推進を図ることを要望する。</p>	<p>ご指摘のとおりです。今後は、同事業分の出店売上及び経費については収支予算書及び収支決算書に計上いたします。 なお、令和4年度及び5年度の収支決算書につきましては修正し、令和5年12月28日に実績報告書を再提出いたしました。</p> <p>ご指摘のとおり、今後は会のSNS等を活用し、イベント告知を積極的に行っていきたいと思えます。 これからも山国地域の地域振興に寄与できるよう行政機関と協力し、魅力あるイベントを実施することで地元を盛り上げていきたいと思えます。</p> <p>今後につきましては社会情勢等を鑑み、協賛金を徴収するか会で検討いたします。</p>	